

特定証券情報

【表紙】	訂正特定証券情報
【公表書類】	平成30年11月15日
【公表日】	筑波精工株式会社
【発行者の名称】	代表取締役社長 傅 寶菜
【代表者の役職氏名】	栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺2168-10
【本店の所在の場所】	0285-55-0081
【電話番号】	管理部長 松坂 一生
【事務連絡者氏名】	株式会社アイ・アール ジャパン
【担当J-Adviserの名称】	代表取締役社長・CEO 寺下 史郎
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング 26階
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.irjapan.jp/ir_info/library/financial_results.html
【電話番号】	03-3519-6750
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】	発行価格の総額 株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘 875,000,000 円 以内
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を平成30年11月28日に TOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際しては、「第一部【証券情報】」の 「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載 の特定投資家向け取得勧誘を行う予定です。 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称 株式会社証券保管振替機構 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 該当事項はありません。
【安定操作に関する事項】	
【公表されるホームページのアドレス】	筑波精工株式会社 http://www.tsukubaseiko.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

1 【訂正特定証券情報の公表理由】

平成 30 年 10 月 23 日付で公表いたしました特定証券情報並びに平成 30 年 11 月 8 日付で公表いたしました訂正特定証券情報の記載事項のうち、株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘においてブックビルディング方式に準拠した方法による発行価格の検討の結果、発行価格が平成 30 年 11 月 15 日に決定したことから、「第一部【証券情報】」及びこれらに関連する事項を訂正するため、訂正特定証券情報を公表するものであります。

2 【訂正事項】

第一部【証券情報】

第 1 【特定投資家向け取得勧誘の要項】

2 【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の方法】

(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】

第 4 【その他の記載事項】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】

<訂正前>

平成30年11月15日に決定される予定の発行価格にて、特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。なお、本取得勧誘は、日本証券業協会の有価証券の引受け等に関する規則第25条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格を決定する方法をいう。）に準拠し、決定する価格で行います。ブックビルディング方式に準拠した発行価格の決定方法の実施にあたってはリーディング証券株式会社をブックランナーに指定し、需要申告の受け入れ等を行います。

形態	発行数（株）	発行価格の総額 （円）	資本組入額の総額 （円）
株主割当による 特定投資家向け取得勧誘	—	—	—
株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘	700,000	875,000,000	437,500,000
計（総発行株式）	700,000	875,000,000	437,500,000

(注) 1. 上記の各金額は平成30年11月8日開催の取締役会で決定された仮条件（1,200円～1,300円）の平均価格（1,250円）に基づき算定した見込額であり、今後変更されることがあります。各金額の決定の時期及び方法については、後記「(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】」をご参照ください。

2. 当社は上記発行数の一部につき、当社が指定する取得勧誘先へ申込を要請しております。当社指定の取得勧誘先（親引け先）の状況等につきましては、後記「第4【その他の記載事項】3親引け先への取得勧誘について」をご参照ください。当社が指定する取得勧誘先、株式数及び取得勧誘の目的は下表のとおりであります。

指定する取得勧誘先	株式数	取得勧誘の目的
株式会社オプトラン	上限280,000株	当社における友好的取引関係を今後も維持・発展させていくため

なお、当該取得勧誘先の指定は公平かつ公正な取得勧誘を行う目的から、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」を参考として行う発行者が指定する先への取得勧誘であります。

<訂正後>

平成30年11月15日に決定された発行価格（1,250円）にて、特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。

形態	発行数（株）	発行価格の総額 （円）	資本組入額の総額 （円）
株主割当による 特定投資家向け取得勧誘	—	—	—

株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘	700,000	875,000,000	437,500,000
計（総発行株式）	700,000	875,000,000	437,500,000

- (注) 1. 上記の各金額はブックビルディング方式に準拠し、決定した発行価格（1,250円）に基づき算定した金額です。各金額の決定の時期及び方法については、後記「(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】」をご参照ください。
2. 当社は上記発行数の一部につき、当社が指定する取得勧誘先へ申込を要請しております。当社指定の取得勧誘先（親引け先）の状況等につきましては、後記「第4【その他の記載事項】3親引け先への取得勧誘について」をご参照ください。当社が指定する取得勧誘先、株式数及び取得勧誘の目的は下表のとおりであります。

指定する取得勧誘先	株式数	取得勧誘の目的
株式会社オプトラン	280,000株	当社における友好な取引関係を今後も維持・発展させていくため

なお、当該取得勧誘先の指定は公平かつ公正な取得勧誘を行う目的から、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」を参考として行う発行者が指定する先への取得勧誘であります。

(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

<訂正前>

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位(株)	申込期間	払込期日
未定 (注) 2	1,020 (注) 3	未定 (注) 4	100	自 平成30年11月16日(金) 至 平成30年11月20日(火)	平成30年 11月27日(火)

- (注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の1株当たり払込金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

2. 発行価格は、ブックビルディング方式に準拠して決定いたします。

仮条件は1,200円以上1,300円以下の価格といたします。また当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される特定投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定いたしました。発行価格は、当該仮条件による需要の状況、上場日までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、平成30年11月15日に決定する予定であります。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

3. 発行価額は、平成30年11月8日開催の取締役会において決定いたしました。なお、発行価格が会社法上の払込金額である発行価額を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。

4. 資本組入額について、当社は、平成30年10月23日開催の取締役会において、平成30年11月15日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

5. 申込みに先立ち、平成30年11月9日から平成30年11月14日までの間でブックランナーであるリーディング証券株式会社に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。

取扱証券会社	所在地
リーディング証券株式会社	東京都中央区新川一丁目8番8号

取得勧誘に当たりましては、上場後の株式の流動性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。

なお、発行数の上限を上回る応募があった場合にはブックランナーであるリーディング証券株式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

6. 本取得勧誘の申込みは申込期間内に後記申込取扱場所へ申込に係る書類を提出することとし、平成30年11月26日までに申込株数に基づく払込金額を後記払込取扱場所に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。
7. 株式受渡期日は、平成30年11月28日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取り扱いますので、上場日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

<訂正後>

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	払込期日
1,250 (注) 2	1,020 (注) 3	625 (注) 4	100	自 平成30年11月16日 (金) 至 平成30年11月20日 (火)	平成30年 11月27日 (火)

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の1株当たり払込金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

2. 発行価格の決定にあたりましては、仮条件（1,200円以上1,300円以下）に基づいて、ブックビルディング方式に準拠し、新規発行株式数700,000株を目途に需要の申告を受け付けました。その結果、申告された総需要株式数が新規発行株式数を十分に上回り、かつ総需要件数が多数にわたりました。これらの申告された需要の価格の加重平均、及び現在の株式市場の状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき1,250円と決定いたしました。
3. 資本組入額について、当社は、平成30年10月23日開催の取締役会において、平成30年11月15日に決定された発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
4. 取得勧誘に当たりましては、上場後の株式の流動性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。
なお、発行数の上限を上回る応募があった場合にはブックランナーであるリーディング証券株式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
5. 本取得勧誘の申込みは申込期間内に後記申込取扱場所へ申込に係る書類を提出することとし、平成30年11月26日までに申込株数に基づく払込金額を後記払込取扱場所に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。
6. 株式受渡期日は、平成30年11月28日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取り扱いますので、上場日から売買を行うことができます。
なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

(注)3の全文削除及び4、5、6、7の番号変更

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
875,000,000	35,500,000	839,500,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額であり、平成30年11月8日開催の取締役会で決定された仮条件（1,200円～1,300円）の平均価格（1,250円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。
4. 平成30年11月8日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額である発行価額で算出した場合、本取得勧誘における払込金額の総額（見込み額）は714,000,000円となります。

<訂正後>

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
875,000,000	35,500,000	839,500,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格（1,250円）の総額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 4の全文削除

第4 【その他の記載事項】

<訂正前>

2 ロックアップについて

さらに、親引け先である株式会社オプトランは担当J-Adviserに対し、上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2019年5月26日までの期間中、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、経営の著しい不振等その他社会通念上やむを得ないと認められる場合における譲渡又は処分等を除く）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

3 親引け先への取得勧誘について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	名称	株式会社オプトラン
	本店の所在地	埼玉県川越市竹野10番地1
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 林 為平

	資本金	4億円
	事業の内容	真空成膜装置、周辺機器および真空成膜製品を使用したユニットの製造、販売および輸出入 上記の製品のメンテナンスおよびコンサルティング業務
	主たる株主及び保有比率	浙江水晶光電科技股份有限公司：16.45% 株式会社アルバック：11.13% 孫大雄：6.91%
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	親引け先は当社の取引先の1社であります。
親引け先の選定理由		当社における友好的取引関係を今後も維持・発展させていくために行うものであります。
親引けしようとする株式の数		<u>未定（新規発行株式のうち、280,000株を上限として、平成30年11月15日（発行価格決定日）に決定される予定。）</u>
株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
親引け先の実態		親引け先は東京証券取引所市場第一部に上場しており、ホームページ上にコーポレート・ガバナンス報告書を掲載し、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を示していることから、反社会的勢力との関係を有していないと判断いたしました。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「2 ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 取得勧誘の条件に関する事項

取得勧誘における価格は、発行価格決定日（平成30年11月15日）に決定される予定の「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】」における発行価格と同一となります。

<訂正後>

2 ロックアップについて

さらに、親引け先である株式会社オプトランは担当J-Adviserに対し、上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2019年5月26日までの期間中、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、経営の著しい不振等その他社会通念上やむを得ないと認められる場合における譲渡又は処分等を除く）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

3 親引け先への取得勧誘について

(1) 親引け先の状況等

c. 親引け先の概要	名称	株式会社オプトラン
	本店の所在地	埼玉県川越市竹野10番地1

	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 林 為平
	資本金	4億円
	事業の内容	真空成膜装置、周辺機器および真空成膜製品を使用したユニットの製造、販売および輸出入 上記の製品のメンテナンスおよびコンサルティング業務
	主たる株主及び保有比率	浙江水晶光電科技股份有限公司：16.45% 株式会社アルバック：11.13% 孫大雄：6.91%
d. 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	親引け先は当社の取引先の1社であります。
親引け先の選定理由	当社における友好的取引関係を今後も維持・発展させていくために行うものであります。	
親引けしようとする株式の数	280,000株	
株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。	
親引け先の実態	親引け先は東京証券取引所市場第一部に上場しており、ホームページ上にコーポレート・ガバナンス報告書を掲載し、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を示していることから、反社会的勢力との関係を有していないと判断いたしました。	

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「2 ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 取得勧誘の条件に関する事項

取得勧誘における価格は、発行価格決定日（平成30年11月15日）に決定された「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】」における発行価格と同一となります。